

第3回神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会（議事要旨）

1. 日時 令和元年6月21日（金）13:45～15:45

2. 場所 神戸市役所1号館14階大会議室

3. 議題

（1）風水害災害（短期間・局地的な災害）への対応について

（■委員発言 □事務局発言）

事務局より、配布資料（資料1-1、1-2、1-3、1-4）について順次説明。以降、質疑応答。

- 今回は比較的短期間、局地的な風水害災害に焦点を当てている。短期、局地的とは発災から72時間程度、特定の地域での被害を想定しており、その想定下においてどのように要援護者への支援、安全確保を行っていくか議論を進めたい。
- 緊急避難場所等の担当職員は保健福祉の専門ではないため、要援護者対応マニュアルの作成は必要と思う。しかし、障害特性など保健福祉の知識が無い職員がマニュアルのみで対応できるかが心配である。また、神戸市には保健福祉の有資格専門職員が少ないと感じており、専門職員の配置を質・量ともに充実させて欲しいと思っている。
- 緊急避難場所等では避難者、対応職員も相当ストレスがかかり、マニュアルを適切に整備しておかなければトラブルの原因にもなりうる。避難者調査票については、大規模災害を想定しているように見受けられ、今回想定している短期間の風水害災害においては記入項目が多く、整理が必要と感じた。
- 緊急避難場所の避難者全員に避難者調査票を記入してもらう必要があるのか。
- 要援護者把握のために必要であると考えますが、全項目の記入は現実的に難しいと考える。氏名、年齢、性別、配慮を要する事項等について、少なくとも把握したいと考える。
- 避難者調査票に性別とあるが、項目として載せるべきではないのではないか。
- おっしゃるとおりだと思う。
- 被災地の避難所は当初は混乱状況であり、避難者調査票を記入してもらえない状態か分からない。また、本当の要援護者はそもそも記入できる状態にないことも多い。要援護者の把握は避難者調査票だけで行うのではなく、専門職の聞き取りにより、要援護者の発見・支援に繋げるべきである。
確認するが、緊急避難場所にも区職員がおり、要援護者への対応を行うということか。
- 避難所開設時には少なくとも区職員は派遣される。避難者調査票については、配慮の必要性を判断する趣旨のため、項目が複雑であれば整理したい。
- 避難者調査票に代わり、iPadなどの活用を検討してみてはどうか。
- iPadなどで避難者調査票のデータと要援護者のデータが紐付けできれば、災害時だけでなく、災害後にも役立つと思う。個人情報に配慮しながら導入を検討してみてはどうか。
- 避難者調査票をiPadで管理することについては、いつどこで誰が記録したという情報が

保存されるため、時系列で情報が整理できることがメリットだと思う。

- マニュアルは必要だが複雑な内容では活用できない。災害時の混乱状態でマニュアルを見ることを念頭におき、できるだけシンプルにして、訓練などで確認することが重要。また、基幹福祉避難所の数は増やしていただきたい。
- 要援護者避難先選定フロー図については、要援護者の状態別で、一般避難所、福祉避難スペース、基幹福祉避難所、病院などの移送先を当てはめる方が分かりやすい。
- 要援護者避難先選定フロー図はADLに焦点を当てているが、知的、精神障害、発達障害、強度行動障害などの方こそ福祉避難スペースなどが必要になってくる。
- 緊急避難場所等において保健福祉の知識の無い職員が最初に対応するとすると、日常生活を送る上において支障のある方は、移送先をはっきり決めておいた方がよいと思う。
- 神戸市の福祉専門職はどのような役割を担うのか。例えば、東北の被災地では、保健師と福祉専門職がペアになって巡回している。別に行政で自己完結をする必要はなく、社会福祉士会と協定を結んで協力を得る方法もある。
また、局地的であっても避難生活が数日続くような場合に、医師の派遣、巡回は可能か。
- 救護所が設置されると医師派遣がされる流れができています。また、神戸市と神戸市医師会との相互支援協定に基づき医師派遣される体制もできています。また、大規模になればJMAT等も活動する。
- 高齢者の場合、緊急入所へのシステムが構築されていると聞いているが、災害時に活用できるのか。また、障害者の場合はどうか。例えば、保健師がある窓口で連絡をしたら、入所受入可能な施設、人数を調整してくれるシステムを持っているところもある。
- 障害者の分野では、ショートステイの空き状況が一元管理されておらず、自立支援協議会で長年議題となっている。最近、高齢者の分野ではそれがデータベース化されたと聞いている。障害者の分野でも窓口なり仕組みを作っていただきたい。
- 高齢者の場合、災害時含めて緊急性が認められる場合については、緊急入所という対応をしている。社会福祉協議会の入所相談センターで状況を把握し、神戸市の判定委員会で緊急の必要性を判定する。災害時については、多くの方への支援が必要となるので具体的にどう対応していくかが課題。ケアマネジャーの個々の動きや、保健師のトリアージ後の連携、措置入所での法令の定員枠を上回る取扱いなど、様々な検討が必要と考えている。
- 障害者の場合、まだシステムは出来ていないが、今後各区に整備する障害者支援センターは、緊急ショートステイ施設を併設する、あるいは施設と連携して運営する予定である。ショートステイについては、少なくとも空き状況などの情報提供できる体制を整えたいと考えている。
- 要援護者の誰が、どこの基幹福祉避難所へ避難できるか予め決まっているか。避難する基幹福祉避難所を伝えておくことが大前提ではないか。
- 決まっていない。風水害災害時において、防災気象情報の警戒レベル3以上の発令で、各基幹福祉避難所には開設準備をいただくよう考えているが、まずは緊急避難場所へ避難して頂き、そこでの滞在が難しい場合、保健師が直接、基幹福祉避難所へ連絡し受け入れてもらう対応を考えている。

- 基幹福祉避難所のキャパシティの関係上、事前に対象者を決めておくことは今のところ現実的でないと考えている。まずは、人工呼吸器装着患者や在宅重症心身障害児者などのリスクの高い方について、個別避難計画を作成していく。
- 警戒区域内の重度の方については、基幹福祉避難所に直接避難するよう開設情報提供しておくべきである。
- そういった個別避難計画を作成する重度の方に対しては、従来のようにメディアによる避難情報の発信に留まらず、より積極的に避難を促す呼びかけ方も考えないといけない。また、福祉避難スペースの拡充について、現実的に緊急避難場所の中に福祉避難スペースを作ることが難しい所は相当あるのか。
- そのように聞いており、100%できるとは考えていない。
- 地域福祉センターは何ヶ所あるのか。地域福祉センターは福祉避難所として機能できるのか。
- 192ヶ所である。福祉避難所として機能させるには、保健福祉の専門知識を持った方の確保が課題となる。
- 地域福祉センターでは場所の提供は可能だが、避難者対応までは難しいと思う。
- 地域福祉センターを福祉スペースとして活用するためには、自治体が自己完結的にするだけでなく、地域の社会福祉法人、職能団体など民間との協働を模索できれば良いのではないか。
- 備蓄拠点については、箇所数が少なく、また備蓄物資の輸送が課題であると思う。拠点としては市住の空き家活用や民間への管理委託など、もう少し柔軟に検討してはどうか。輸送については、地域住民・職能団体・施設連盟などに協力を求め、様々な社会資源の活用をしてはどうか。
- 備蓄拠点が7ヶ所であるが、より広く分散を図って欲しい。福祉施設にも多少の空間的余裕はあると思うので、福祉施設にも相談してみてもどうか。
- 基幹福祉避難所の21ヶ所には、3日分の現物備蓄をしている。それ以外の備蓄拠点7ヶ所では不足だと認識しており拡充を進めていきたい。拠点拡充と併せて、土砂災害警戒地域の緊急避難場所については予め段ボールベット準備するなどの対応を行いたい。
- 備蓄拠点からの物資の輸送は大きな問題であり、流通備蓄をもっと充実させるべきと考える。

事務局より、配布資料(資料1-5、1-6、1-7)について順次説明。以降、質疑応答。

- タクシー協会として人工呼吸器装着患者や特殊な車椅子の方に対応した車両を出してもらえるのか。
- 人工呼吸器装着患者などの配慮者は個別避難計画を作成するため、移動手段もいくつか候補を計画に定めていくことになる。
- 避難が困難な方は、普段送迎してもらっている施設などに協力を仰いでどうか。
- 施設では普段からデイサービスやショートステイで移送を行っており、依頼があれば施設側として対応可能と考える。夜中であっても地域の何ヶ所かの施設が輪番制で待機しているので、局地的な風水害災害であれば対応は可能である。

- 避難訓練について、実際の災害時には個別避難計画を策定している人工呼吸器装着患者や重度心身障害児者だけでなく、例えば車椅子に乗っている高齢者など様々な方が避難される。そうした際に、公的支援だけでなく共助による移送を想定する必要がある。
- 人工呼吸器装着患者など個別避難計画を策定する方以外でも、日頃からのサービス等利用計画、個別支援計画などの中でのモニタリング時に、災害に関することを盛り込み、支援者及び本人・家族の意識向上も図るべきである。
- 神戸市医師会と民間病院協会の会議において、民間病院協会に、個別避難計画策定時における人工呼吸器装着患者の受入先となることについて、話を出している。具体的な病院の選定と、コーディネーター役の調整をいただいているかどうか。
- 各施設連盟を通じて福祉避難所開設訓練の調整を進めることは良いことである。基幹福祉避難所が訓練を実施するのであれば福祉避難所も訓練を行うべきである。
- 訓練は各施設間で連携することが災害への備えになると考える。また実施後には本当に頭で考えているシステムが機能するかなど評価・検証が大事である。
- 訓練の際には避難行動要支援者や避難所で支援を必要とする人を巻き込むことで、地域社会に様々な特性の方がいることを認識してもらえればと思う。
- 災害時の共助の取組みを進めるには、重要なノウハウを持っている社会福祉協議会の存在が重要である。
- 社会福祉協議会は、長期間の大規模災害、地震の場合は、災害ボランティアセンターの設置などの役割を担い、全国的にそのシステムができています。昨今では、災害後の街づくり、地域のコーディネーターなど、災害福祉の中の役割について意識されつつある。社会福祉協議会には集約的な役割を担っていただけることを期待したい。

【今後の予定について】

第4回検討会 令和元年8月1日（木）13:30～15:30